令４岐中体連第63号

令和５年 ３月２３日

各競技団体会長　様

岐阜県中学校体育連盟

会長　古田　隆洋

地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生の

令和５年度岐阜県中学校総合体育大会への参加について（依頼）

春分の季節、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、岐阜県中学校体育連盟（以下、県中体連という）の活動についてご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、これまで県中体連主催大会は中学校単位の参加で実施してまいりましたが、昨年６月、日本中学校体育連盟（以下、日本中体連という）は「令和5年度より『地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）』の全国大会の参加を特例で認める」との決定をしました。その後、日本中体連において地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加の方向や参加条件等が検討され、昨年１２月に各競技の参加条件等が示されました。

　これを受けて、県中体連においても県中体連主催大会やその予選会となる郡・市・ブロック大会及び地区大会への地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加条件等を検討し、この度「令和５年度岐阜県中学校総合体育大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生の「参加資格の特例」に関する規程」及び「令和５年度岐阜県中学校体育連盟主催大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程」を策定しました。

　令和５年度岐阜県中学校総合体育大会へ地域スポーツ団体等からの参加を希望される場合は、別紙様式１，２により中体連へ事前の登録が必要となり、「令和５年度岐阜県中学校体育連盟主催大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程　（３）登録手続き」に基づき申込をしていただきます。

つきましては、貴団体に所属する地域スポーツ団体等に本内容を周知していただきますようお願い申し上げます。『地域スポーツ団体等（地域クラブ）』の参加条件は競技種目により異なっておりますので、種目ごとに定められた参加条件の確認をしていただくよう合わせて周知願います。

また、下記送付文書は岐阜県中学校体育連盟のホームページにも掲載しますのでご活用ください。

記

１　送付文書

　・令和５年度岐阜県中学校総合体育大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属する中学生の「参加資格の特例」に関する規程

　・令和５年度岐阜県中学校体育連盟主催大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程

　・（様式１）令和５年度岐阜県中学校総合体育大会登録申込書

　・（様式２）団体役員名簿及び団員名簿

　・（別紙）地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の登録手続きの流れ

２　岐阜県中学校体育連盟への登録について

※「令和５年度岐阜県中学校体育連盟主催大会　地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程　（３）登録手続き」より（抜粋）

|  |
| --- |
| ① 岐阜県中学校総合体育大会（予選会となる地区大会、郡・市・ブロック大会を含む）において、事前に登録が必要な競技※１の参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の代表者は、次のア〜イの書類を毎年４月３０日（その日が土日の場合は、翌日または翌々日の月曜日）までに、岐阜県中学校体育連盟会長に提出※２する。  ア　令和５年度岐阜県中学校総合体育大会登録申込書　　　　　　 　　　＜様式１＞  イ　団体役員名簿及び団員名簿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＜様式２＞  ② 岐阜県中学校体育連盟会長は、県競技専門委員長及び関係地区中学校体育連盟会長・地区中体連理事長と共に審査を行う。  ③ 県中学校体育連盟会長は、審査結果を地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に速やかに報告する。  　　※１　事前に登録が必要な競技  　　　陸上競技　　水泳競技　　　　バスケットボール　　　サッカー　　　　ハンドボール  　　　軟式野球　　体操競技　　　　新体操　　　　　　　　バレーボール　　ソフトテニス  　　　卓球　 　　バドミントン　　ソフトボール　　　　　柔道　　　　　　剣道  　　　相撲  　　※２　提出先期限及び提出先及び提出方法等  　　　　　【提出期限】令和５年５月１日（必着）  　　　　　【提出先】　岐阜県中学校体育連盟事務局  　　　　　　　　　　　　（住所）〒500-8816　岐阜市菅原町３－３　岐阜県校長会館内  　　　　　　　　　　　　（E-mail）[gifu-tyutairen@arion.ocn.ne.jp](mailto:gifu-tyutairen@arion.ocn.ne.jp)  　　　　　【提出方法】郵送またはE-mail  　　　　　【問い合わせ先】岐阜県中学校体育連盟事務局  （電話＆FAX）０５８－２６２－２７１９  　　　　　　　　　　　　※事務局員は常駐しておりませんので、不在の場合は時間を置いてかけていただくか、日を改めてご連絡ください。 |

３　その他

（１）本規程の「地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）」とは、地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動をいい、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、クラブチーム等の他、保護者会や複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定しています。また、市町村が運営団体になることも想定しています。いずれの団体であっても競技種目ごとに定められた「岐阜県中学校総合体育大会の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の参加規程」に合致していることが出場条件となります。

（２）「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（岐阜県教育委員会）は令和５年３月中に策定される見込みです。

以上